

旭川市

旭川市における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて

旭川市では、平成30年度から意見交換を開始し、令和2年度から協議の場を設置しています。

精神障がいの有無や程度にかかわらず、地域で互いに安心して生活するために、保健や医療、福祉等精神障害者を支援する関係機関と支援体制の構築に向けた協議を行っています。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

旭川市



取組内容

- 平成30年10月から、基幹相談支援センター及び地域活動支援センター等と意見交換を開始
 - 令和元年8月に自立支援協議会において、協議実施
 - 令和2年、協議の場を設置
- ※協議の場における活動は令和3年度から実施

基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数 (R5年6月時点)	1	か所	
市町村数 (R5年6月時点)	1	市町村	
人口 (R5年6月時点)	322,187	人	
精神科病院の数 (R5年6月時点)	5	病院	
精神科病床数 (R5年6月時点)	716	床	
入院精神障害者数 (R5年6月時点)	合計	人	
	3か月未満 (%: 構成割合)	- 人 %	
	3か月以上1年未満 (%: 構成割合)	- 人 %	
	1年以上 (%: 構成割合)	- 人 %	
		うち65歳未満	- 人
	うち65歳以上	- 人	
退院率 (R5年6月時点)	入院後3か月時点	- %	
	入院後6か月時点	- %	
	入院後1年時点	- %	
相談支援事業所数 (R5年6月時点)	基幹相談支援センター数	1 か所	
	一般相談支援事業所数	7 か所	
	特定相談支援事業所数	21 か所	
保健所数 (R5年6月時点)	1	か所	
(自立支援) 協議会の開催頻度 (R4年度)	(自立支援) 協議会の開催頻度	地域連携部会にも包括 6回 6回	回/年
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有・無	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R5年6月時点)	都道府県	有・無	か所
	障害保健福祉圏域	有・無	/ か所/障害圏域数
	市町村	有・無	1 / 1 か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

※ 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」を、旭川市自立支援協議会 地域連携部会内のワーキンググループと位置付け、取り組んでいます。

本システムを構築するにあたり、専門職による支援の充実と、地域住民の障がいに対する理解の促進が求められることから、関係機関と協議しながら、周知・啓発に係る取り組みを進めています。

これまで、医療機関、訪問看護、障害福祉サービス事業所、有料老人ホーム等において、対応に苦慮した場合の相談窓口の設置について協議してきたが、旭川市における障害者相談支援体制を変更したことから、相談窓口については整理することができた。

旭川市においては、精神障害者に対する支援や特性の理解がまだまだ不足しているため、これらの理解促進に向けた取り組みを実施したいと考えています。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○平成30年度

- ・第5期旭川市障がい福祉計画・第1期旭川市障がい児福祉計画において、「協議の場」の設置について明記。
- ・基幹相談支援センター及び地域活動支援センターと課題の確認・情報共有を実施。

○令和元年度

- ・旭川市自立支援協議会 専門部会(地域連携部会)において、協議を実施することとした。

○令和2年度

- ・地域連携部会において、協議の場の役割、設置形態、構成員等について協議を行い、部会内ワーキンググループとして設置することと決定。

○令和3年度

- ・構成員それぞれの立場から、現状の課題、取り組みを協議し、整理した。

○令和4年度

- ・精神訪問看護の現況確認と、相談窓口の設置について協議。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和4年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度末)	具体的な成果・効果
①ワーキンググループ開催回数	6回	6回	メンバー内で、課題の共有、解決に向けた協議を行った。
②北海道上川中部圏域地域生活移行支援協議会参加回数	3回	3回	近隣自治体や北海道での取り組みについて意見交換を行った。
③訪問看護(精神)に対するアンケート実施(回答数)	41事業所	22事業所	退院した後の、安定した生活を実施する上で重要となる訪問看護が抱える課題等について確認することができた。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- ・自立支援協議会内に設置していることで、協議の場に参加していない関係機関からも意見等を得やすい環境となっている。
- ・北海道上川中部圏域地域生活移行支援協議会に参加することにより、近隣自治体の取り組みや情報交換が行いやすい環境となっている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
共同生活援助や有料老人ホーム、居宅介護事業所等の理解不足	精神障害者に対する、支援方法等について、研修等による理解促進	行政	研修等の開催
		医療	事業所等への説明
		福祉	精神障害に関する特性等の理解
		その他関係機関・住民等	-
住まいの確保	民間アパート等で、安定した生活が行えるような支援体制の構築	行政	管理会社や大家、近隣住民に対する理解を促進するため、啓発活動による理解促進が必要であり、関係機関の連携が重要
		医療	
		福祉	
		その他関係機関・住民等	

本市においては、相談支援体制や共同生活援助、居宅介護事業所などが、ニーズに対し不足していることから、地域理解の促進に取り組むこととしており、理解促進に向けた取り組みについて検討中である。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

旭川市自立支援協議会専門部会のワーキンググループとして協議の場を設置しており、精神科病院、訪問看護、相談支援事業所、地域活動支援センター、基幹相談支援センターと連携し、包括の構築を推進

所管部署名	所管部署における主な業務
障害福祉課(障害事業係)	自立支援協議会の設置・運営

連携部署名	連携部署における主な業務
健康推進課(こころの健康係)	地域精神保健活動等
建築総務課	旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会関係等

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	協議の場に、保健所、医療機関、訪問看護が参加しており、情報交換等が行われている。	市内の相談支援体制が整理されたことにより、相談場所の周知が図られているが、受診が必要と思われるケースへのアプローチに課題がある。
医療	精神科医療機関相談室に精神保健福祉士を配置しており、連携が取れている。	保健所、医療機関、訪問看護と個々の社会的資源はあるものの、チームアプローチが課題となっている。
福祉	精神障害に関して機会や研修の場があり、相談支援専門員の資質向上も行っている。	相談支援事業所が少なく、ハブとなりうる人材が不足している。
その他関係機関・住民等	協議の場に住まいサポートあさひかわが参加し、連携している。	住宅の確保には、近隣住民等の理解が必要と考えるが、まだまだ十分ではない。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
旭川市自立支援協議会地域連携部会ワーキンググループ	・保険, 医療, 福祉関係機関, 行政担当者	6回/年		
コアメンバー会議	・基幹相談支援センター, 地域活動支援センター, 相談支援事業所, 行政担当者	2回/年		

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R5年5月～ R6年3月	ワーキンググループ	地域研修に向けた調整 ・内容, 時期, 講師等の調整 ・研修の実施 ・実施後の評価
R5年5月～ R6年3月	コアメンバー会議	調整が必要な事項があった場合に都度開催